

平成 21 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社パワーアップ
(コード 3044 大証ヘラクレス市場)
代表者名 代表取締役社長 大淵 雅次
問合せ先 取締役管理部長 樽茶 右二
(TEL 089-921-0401)

株式会社 J O Y による当社株式等に対する公開買付けの結果及び 「その他の関係会社」及び主要株主の異動に関するお知らせ

株式会社 J O Y (以下「公開買付者」といいます。)は、平成 21 年 1 月 29 日から平成 21 年 3 月 12 日までの 30 営業日において当社普通株式及び新株予約権 (平成 18 年 4 月 24 日開催の当社臨時株主総会及び平成 18 年 4 月 24 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)を実施していましたが、その結果について、公開買付者より添付資料の通り発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

なお、これに伴い、当社の「その他の関係会社」(当社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社) 及び主要株主に異動が発生いたしますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

本公開買付けの結果等の詳細につきましては、公開買付者が公表しております、「株式会社パワーアップの株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご覧ください。

II. 主要株主の異動について

1. 異動について知るに至った経緯

公開買付者は、平成 21 年 1 月 28 日開催の株主総会において、本公開買付けを行う旨を公表し、当社は同日開催の取締役会において本公開買付けに賛同することを決議し、その旨を表明しました。

平成 21 年 1 月 29 日から平成 21 年 3 月 12 日までに実施された本公開買付けの結果、本公開買付けに対して当社の普通株式について 1,369,820 株の応募があり、その全株を取得することとなった旨の報告を受けております。

これにより、公開買付者の所有する当社議決権の割合は 27.20% となり、当社のその他の関係会社及び主要株主に該当することとなります。

2. 主要株主及び「その他の関係会社」に該当することとなる株主の概要

名 称	株式会社 J O Y
本 店 所 在 地	愛媛県松山市三番町六丁目 8 番地 7
代 表 者	代表取締役社長 大淵 雅次
資 本 金 の 額	1,000 万円 (平成 21 年 3 月 12 日現在)

主な事業内容	当社株式等の取得及び保有等を主たる事業の内容としております。
当社との関係	公開買付者の代表取締役社長である大淵雅次は、当社の代表取締役社長であり、人的関係があります。
事業年度の末日	11月30日
上場取引所	非上場

3. 異動前後における当該主要株主及び当該「その他の関係者」の所有株式数、所有議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

	所有株式数	所有議決権数	総株主の議決権 の数に対する割合	大株主順位
異動前	一株	一個	—%	一位
異動後	1,369,820株	13,698個	27.20%	2位

(注1) 議決権の数は全て直接所有分であり、間接所有分はございません。

(注2) 異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合の計算においては、当社が平成20年8月13日に提出した第11期半期報告書に記載された平成20年5月31日現在の総株主の議決権の数50,366個を分母として計算しております。なお、議決権のない株式として発行済株式から控除した株式数は、125,400株です。

(注3) 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成21年3月23日（本公開買付けの決済の開始日）

5. 今後の見通し

本公開買付けによって、当社は公開買付者の関連会社となります。なお、本公開買付けによる業績への影響はありません。

なお、今後の見通しについては、平成21年1月28日付当社プレスリリース「株式会社JOYによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（平成21年2月18日付当社プレスリリース「(訂正)意見表明報告書の訂正報告書の提出及び「株式会社JOYによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」の訂正について」による訂正を含め、以下「平成21年1月28日付プレスリリース」といいます。) 2.(5)「本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項等）」に記載の通り、当社の定款の一部を変更し、当社の発行する普通株式全てに全部取得条項を付すこと及び当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付することを含む一連の方法により、公開買付者及び大淵雅次が当社の全株式を所有することとなる予定です。

また、平成21年1月28日付プレスリリース2.(6)「上場廃止の見込」に記載の通り、当社は大阪証券取引所へラクレス市場の上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を大阪証券取引所へラクレス市場において取引することができなくなります。

今後の具体的手続きについては決定次第、金融商品取引所等を通じて速やかに公表いたします。

6. 開示対象となる非上場の親会社の変更の有無

該当事項はありません。

以上

※ 添付資料「株式会社パワーアップの株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 21 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 J O Y
代表者名 代表取締役社長 大 淵 雅 次
問合せ先 経営企画室長 森 口 昭 彦
(T E L : 089-921-0160)

株式会社パワーアップの株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 1 月 28 日、株式会社パワーアップ（コード番号：3044 株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場）（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権（平成 18 年 4 月 24 日開催の対象者臨時株主総会及び平成 18 年 4 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権）の取得を目指した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定し、同年 1 月 29 日より実施しておりましたが、本公開買付けが同年 3 月 12 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社 J O Y 愛媛県松山市三番町六丁目 8 番地 7

(2) 対象者の名称

株式会社パワーアップ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 平成 18 年 4 月 24 日開催の対象者臨時株主総会及び平成 18 年 4 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
542,300 (株)	542,300 (株)	— (株)

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等をした普通株式及び第 1 回新株予約権（以下「応募株券等」といいます。）の総数が「買付予定数の下限」（542,300 株。以下「買付予定の下限」といいます。）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券等の全部

の買付けを行います。

- (注2) 「買付予定数」は、対象者の第11期半期報告書（提出日：平成20年8月13日）に記載された平成20年8月13日現在の対象者の発行済株式総数（5,162,000株）に、対象者の第11期半期報告書（提出日：平成20年8月13日）に記載された平成20年7月31日現在存在した第1回新株予約権600個から、その翌日から公開買付届出書提出日現在までに第1回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した420個を控除した180個を株式に換算した18,000株を加え、対象者の自己株券買付状況報告書（提出日：平成21年1月5日）に記載された平成20年12月31日現在の自己株式（153,342株）、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている大淵雅次が保有する株式（3,500,000株）及び本公開買付けに応募する旨の合意をしている大西直子が保有する株式（50,000株）を控除した数のうちその3分の1に相当する数（492,220株）に、大西直子が保有する株式（50,000株）を加えた株式数（542,220株）の単元未満に係る数を切り上げた株式数（542,300株）です。
- (注3) 対象者はその保有する自己株式を処分しない予定とのことであり、自己株式については本公開買付けへ応募されない見込みです。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。
- (注5) 公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数は、株式に換算して5,026,658株となります。これは、対象者の第11期半期報告書（提出日：平成20年8月13日）に記載された平成20年8月13日現在の対象者の発行済株式総数（5,162,000株）に、対象者の第11期半期報告書（提出日：平成20年8月13日）に記載された平成20年7月31日現在存在した第1回新株予約権600個から、その翌日から公開買付届出書提出日現在までに第1回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した420個を控除した180個を株式に換算した18,000株を加え、対象者の自己株券買付状況報告書（提出日：平成21年1月5日）に記載された平成20年12月31日現在の自己株式（153,342株）を控除した株式数です。但し、公開買付者は、大淵雅次から大淵雅次が保有する対象者株式について本公開買付けに応募しない旨の合意を得ており、大淵雅次が保有する対象者株式を控除した場合は、最大1,526,658株となります。

(5) 公開買付期間

平成21年1月29日（木曜日）から平成21年3月12日（木曜日）まで（30営業日）

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき 400円
- ② 第1回新株予約権1個につき 1円

2. 本公開買付けの結果

(1) 応募の状況

株券等の種類	応募数	買付数
株券	1,369,820 (株)	1,369,820 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	1,369,820 (株)	1,369,820 (株)

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定の下限（542,300株）に満たない場合は、応

募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（1,369,820株）が買付け予定の下限以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載の通り、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	35,500個	(買付け等前における株券等所有割合 70.48%)
買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	13,698個	(買付け等後における株券等所有割合 27.25%)
買付け等後における特別関係者の保有株券等に係る議決権の数	35,000個	(買付け等後における株券等所有割合 69.63%)
対象者の総株主等の議決権の数 (平成20年5月31日現在)	50,366個	

- (注1) 「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を分母としております。
- (注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (注3) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第11期半期報告書（提出日：平成20年8月13日）に記載された平成20年5月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、第1回新株予約権及び単元未満株式についても、本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等後における株券等所有割合」においては、上記半期報告書に記載された平成20年8月13日現在の発行済株式総数（5,162,000株）に、対象者の第11期半期報告書（提出日：平成20年8月13日）に記載された平成20年7月31日現在存在した第1回新株予約権600個から、その翌日から公開買付け届出書提出日現在までに第1回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した420個を控除した180個を株式に換算した18,000株を加え、本公開買付けを通じて取得する予定がない、対象者の自己株券買付状況報告書（提出日：平成21年3月2日）に記載された平成21年2月28日現在の自己株式（153,422株）を控除した5,026,578株に係る議決権の数（50,265個）を分母として計算しております。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金 548百万円

3. 決済の方法及び開始日

(1) 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB Cフレンド証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町7番12号

(2) 決済の開始日

平成21年3月23日（月曜日）

(3) 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地

(外国人株主等の場合にはその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社JOY

愛媛県松山市三番町六丁目8番地7

株式会社大阪証券取引所

大阪府中央区北浜一丁目8番16号

5. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者は、平成21年1月28日付の「株式会社パワーアップの株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、対象者を非上場化させることを企図して本公開買付けを行ってまいりましたが、上記のとおり、本公開買付けにより対象者の全株式(対象者の所有分及び本公開買付けに応募しない旨の合意をしている大淵雅次の所有分を除きます。)を取得できなかったことから、今後、以下の方法により、公開買付者及び大淵雅次を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者及び大淵雅次が対象者の全株式を所有する手続きを実施することを企図しています。また、公開買付者及び大淵雅次は、上記手続きにより対象者の全株式を所有した後、一定期間経過後、対象者を存続会社、公開買付者を消滅会社とする吸収合併を実施することを企図しております。

具体的には、公開買付者及び大淵雅次は、①定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の定款の一部変更をして、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。また、当該臨時株主総会において上記①の承認が得られれば、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となり、上記②について、会社法第111条第2項第1号に基づき、株主総会の決議の他、株式の内容として全部取得条項が付される普通株式に係る種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、公開買付者及び大淵雅次は、上記②を付議議案とする、普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。当該臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催にあたり、公開買付者及び大淵雅次は、上記①乃至③を同一の臨時株主総会に付議し、上記②を当該臨時株主総会と同日に開催される普通株主による種類株主総会に付議すること(以下「本完全子会社化手続」といいます。)により実施することを検討・要請し、対象者は、かかる要請に応じて、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、上記①乃至③を付議議案とすること及び上記②を付議議案とする普通株主による種類株主総会を開催することの検討を開始しています。

本完全子会社化手続を採用することが決定された場合、公開買付者及び大淵雅次は、上記本臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却等の価格(及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額)については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、生じる端数の数及び会社法第234条第2項に基づく裁判所の決定内容等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者及び大淵雅次

が対象者の全株式を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者及び大淵雅次以外の対象者の株主に対して交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記①乃至③の手續に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主が対象者に対してその有する普通株式の買取請求を行うことができる旨、並びに会社法第118条その他の関係法令の定めに従って第1回新株予約権者が対象者に対してその有する第1回新株予約権の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの（i）又は（ii）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格並びに第1回新株予約権1個当たりの買取価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うために必要な手續等については、株主及び第1回新株予約権者各位において自らの責任で確認されご判断いただくこととなります。上記①乃至③の手續については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株式所有状況並びに公開買付者及び大淵雅次以外の対象者株主による対象者株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも公開買付者及び大淵雅次が対象者の全株式を所有することとなるよう、公開買付者及び大淵雅次以外の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。かかる方法を採用した場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、特段の事情のない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金銭が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

上記①乃至③の手續及び上記合併手続きの実施の詳細・時期等は現時点では未定ですが、決定次第、速やかに公表いたします。公開買付者及び大淵雅次は、これらの本臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する対象者における基準日設定公告等への協力を対象者に要請する意向を有しております。

なお、上記の各手續における税務上の取り扱いについては、株主及び第1回新株予約権者各位において税務の専門家にご確認下さい。

以 上